第９期中野区健康福祉審議会　障害部会（第６回）

開催日　　　令和２年８月２５日（火）午後７：００～８：５１

開催場所　　中野区役所　第９・１０会議室（７階）

出席者
１．障害部会委員
出席者　小澤　温、伊藤　かおり、中村　敏彦、上西　陽子、
　　　　松田　和也、相澤　明郎、森本　興司、栗原　誠
欠席者　宇田　美子

２．事務局
　健康福祉部　福祉推進課長　石崎　公一
　健康福祉部　障害福祉課長　河村　陽子
　健康福祉部　保健予防課長　只野　孝子
　地域支えあい推進部　地域包括ケア推進担当部長　地域包括ケア推進課長（地域包括ケア推進担当部長事務取扱）　藤井多希子
　地域支えあい推進部　中部すこやか福祉センター所長　高橋　均
　地域支えあい推進部　鷺宮すこやか福祉センターアウトリーチ推進担当課長　大場　大輔
　子ども教育部・教育委員会事務局　子ども特別支援課長　石濱　照子

【議　事】

○小澤部会長

皆さん、お忙しい中集まっていただいて、どうもありがとうございます。

定刻になりましたので、本日の第６回障害部会を開催したいと思います。

本日は、書面等では既に参加されているのですけれども、対面型では初めてということですので、最初に中村委員からの自己紹介。その後、事務局から配付資料等の確認ということで進めさせていただきたいと思います。

では、中村委員、よろしくお願いいたします。

○中村委員

皆さん、こんばんは。障害者施設で働いているものですから、コロナ感染予防には注意していて、これまでは書面にて出席させていただいていました。今日は自立支援協議会からの意見という議題もあったものですから、あえて出席させていただいています。

江原町にある法人ですけれども、社会福祉法人東京コロニーの理事長職を務めております。中野区の自立支援協議会の会長も務めさせていただいております。

ついてはいろいろ大きな問題も含めて、障害者問題というのはどんどん進展はしていますけれども、根本的なところで、まだまだ人権というところでは厳しいものがあるなと常々感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

○小澤部会長

ありがとうございました。自立支援協議会からの意見というのが議題の中にも入っておりますので、その意味では参加していただくことは極めて重要と判断しております。

引き続きまして、今度は事務局のご説明ですが、本日の配付資料の確認あるいはその

他、それに加えての今後の連絡事項も含めて、事務局のほう、よろしくお願いいたします。

○石崎福祉推進課長

それでは、私から配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず既にお送りしている資料ですけれども、次第の裏面を御覧ください。ここに２点書いてございます。

資料１が「障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について」でございます。そして、資料２「第９期中野区健康福祉審議会 障害部会 報告書（案）」でございます。

また、机の上に置かせていただいた資料で、参考１と書いてあるものでございます。

参考１を御覧ください。一番上に書いてありますのが本日８月２５日の第６回障害部会でございます。

本日、資料にもありますとおり、障害部会の報告書（案）について審議をしていただくことになりますけれども、この回で、この部会の一区切りということになってございます。次回につきましては、９月２８日の第２回全体会ということになりまして、次は全委員での会ということになります。

なお、本日の審議の中で言い足りないこと、もう少し言いたいことがある場合には、９月１日までに、メール、ファックス、持参等でご意見、ご質問を頂ければ、報告書で反映できるように、私ども事務局で対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

その後、全体会の後につきましては、全体会で出た意見を踏まえまして、１０月１６日に会長から区長へ答申の手渡しをいたします。

このような日程で進めますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。特に今日は資料２になるのですけれども、実質的な審議に入ったのは6月以降でありまして、その意味ではすぐまとめという形になってしまっているという印象を委員の皆さんはお持ちだと思います。全体のタイムスケジュール上、本日、一定程度、この報告書（案）を中心にご意見を頂き、その上でさらに９月１日までに、本日の段階では議論が尽きない、あるいは質問がまだまだあると思いますので、そのことを勘案しまして、意見を改めて出していただくということも考えております。その上で最終的には９月２８日、全体会がございまして、これはほかの部会も含めて、審議を行う場でして、そこで本日審議していただいた報告書（案）をさらに全体で審議するという形になっておりますので、本日はこの報告書（案）を中心に意見を頂くという形になると思います。

以上が、資料確認及び今後の段取りについてです。本日は議題が２点ほどでございまして、まず１点目の議題なのですけれども、これは報告事項という扱いになっております。

これは、障害福祉計画等に対しての、中野区障害者自立支援協議会からの意見ということでございまして、これは先ほど中村委員のご挨拶にありましたけれども、自立支援協議会という立場で、意見表明をすることができるということになっておりますので、まず資料１を報告していただく。

その上で、これはあくまで報告議題でして、補足説明やその他あるかと思いますが、それを受けた上で次の議題、これが本日の一番の議題ですけれども、報告書（案）につ

いて意見を頂くと。こういう段取りで考えています。
そうしましたら、まず議題の１番目、自立支援協議会の意見ということでございます。これは冒頭、事務局からのご説明でよろしいでしょうか。

○河村障害福祉課長
障害福祉課長の河村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、障害福祉計画等に対する中野区障害者自立支援協議会の意見について、ご報告させていただきます。
まず１番、計画全体に対するご意見でございます。
平成２６年１月の障害者権利条約の批准に伴いまして、社会の障害観も少しずつ変化してきてございますが、なかなか障害者問題は解決しないというところでございます。
中段にありますように、最も重要なことは、国民や区民、社会を構成する全ての人を巻き込んだ意識改革であり、何より障害理解が進むことです。多くの障害者が支える側にも存在する地域共生社会の実現は、そのような視点から構築されなければならないとご意見を頂いているところでございます。
また、後段のところには、身体障害、知的障害、精神障害の３障害が、ほぼ同じ枠組で制度設計されておりますが、実態として問題点は異なり、軽度と重度でも違う。このため、障害種別及び程度による分類に基づく支援の在り方を検討することも必要なのではないかというご意見を頂いているところでございます。
おめくりいただきまして２番、障害者の権利擁護に関するご意見についてです。（１）成年後見制度の利用促進につきましては、制度理解のための説明機会を積極的に設けること。そして（２）障害の理解促進・啓発活動につきましては、幼少期から障害について学ぶ機会を組み入れること。そして（３）障害福祉サービス事業所等における「合理的配慮」の提供につきましては、障害がある人に対する「合理的配慮」についての検証を行っていくことの重要性などをご指摘いただいているところでございます。
次に３番、就労支援に関するご意見でございます。
（１）一般就労に向けた支援といたしましては、アセスメント不足と利用サービスのミスマッチという課題があったり、就労できなかった方たちの状況に目を向ける施策も重要である等のご指摘を頂いているところでございます。
（２）就労支援事業所における工賃向上につきましては、就労継続支援の利用者がより高齢化・重度化していることについてもご意見を頂いているところでございます。
おめくりいただきまして、就労継続支援の利用者の高齢化が進む中で、工賃向上を実現するためには作業技術の向上だけではなく、受注作業の発注元とマッチングを行いながら幅広い種類の作業の開拓を行うことが有効であるとのご意見を頂いております。
（３）福祉的就労の場の確保等につきまして、様々なニーズの受け皿になっているというところでもございますし、例えば高次脳機能障害の方ですとか、自立訓練（生活訓練）の事業所の確保も重要であるとのご意見を頂いているところでございます。
４番、地域生活の継続や入所施設等からの地域移行促進のための基盤整備につきましては、江古田三丁目の重度障害者グループホームの整備が大幅に遅れている点についてもご意見を頂いているところです。
また、現在、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況もありまして、主たる介護者が感染してしまった場合の障害当事者の受入れ先の確保についてもご意見を頂いているところでございます。
また、地域生活支援拠点につきましては、精神障害がある方を対象として開設いたしました地域生活支援拠点「ｉｐｐｕｋｕ」につきまして、区内での周知がまだ十分ではないと考えておりまして、今後、幅広く周知を進める必要があるのではないかというご

意見も頂いているところでございます。
（２）医療的ケアが必要な方への支援ということで、医療的ケアに対応できる生活介護事業所の増設ですとか、医療型の短期入所事業所の新設等を計画的に進めていくことやレスパイト事業等の拡充についてもご意見を頂いているところでございます。
その他（３）居住系サービス等の基盤整備について、（４）通所サービスにおける重度障害者の送迎について、（５）在宅生活者への夜間支援について、（６）難病がある人等への支援について、ご意見を頂いてございます。
おめくりいただきまして、（７）災害時等の支援につきまして、ご意見を多数頂いておりまして、事業所間での融通等ができるような仕組み作りですとか、地震等の自然災害についても、各事業所での備蓄品の確保などは課題になると思われ、被災時に地域住民の避難を受け入れることや利用者や福祉サービスを必要とする方を受け入れることなども想定した備えが必要であると、ご意見を頂いております。
５番、相談支援体制全般につきましては、計画相談のサービス提供はほぼ１００％に近い状況になっており、本来の計画の目的や目標等、質に目を向ける時期に来ている。また、地域共生社会の実現には、相談支援体制とその質の向上が不可欠であるというご意見を頂いてございます。
最後に６番、障害児支援についてでございます。
支援機関、教育、医療とのさらなる連携も必要と考えられること。また、幅広い視野をもって、障害を補うだけではない成功体験につながるような可能性の発見や潜在能力を引き出す支援につなげてほしい。家族関係にも配慮するサポートが必要である。
また、最後に福祉制度は親が子をしっかりと受け止める力をつけ、子を社会へ送り出すサポートであってほしいというご意見を頂いているところでございます。
以上となります。

○小澤部会長
ありがとうございました。
自立支援協議会からまずはこの計画策定に関しての意見ということで、全体的に項目を立てていただいて、かなり幅広い点も含めてご意見を頂いている。
この後の審議の中では、こういった意見を踏まえながら実際の報告書（案）を最終的にどう仕上げるのかという観点でご意見を頂く形になると思うのですが、本日、中村委員がご出席されておりますので、ただいまの事務局説明に加えて補足すべき事項、あるいは追加で何か強調すべき事項がございましたら、よろしくお願いします。

○中村委員
補足して説明するということではなく、この意見を出すという経緯についても少しお話ししたいと思います。
当然、次期の計画を立てるに当たっては、これまでの到達点等の数値目標がどうなっていたかという総括も含めていきたいということで､意見を出させていただいています。
当然、次期の計画を見ながら、こういう部分は少し踏み込んでいただきたいということを踏まえた意見になっているのですね。ですから、実際には中野区の場合はしっかり計画を立てて、数値目標についても結果を出していくということがこれまで実現されてきていますので、期待も込めた足りない部分についての意見出しということでご理解いただければと思います。
最も気にする点は、地域共生社会の実現というところで、いわゆる障害者権利条約をどう実現していくかというところで、障害のある人もない人も地域で人間らしい、その人らしい生活ができるようにするための計画にしていくということが基本になるかと思

っています。
　制度とか施策、いわゆるルールを構築していくと、完璧ではないものですから、必ずその時期、その時期に足りないものとか、見落としたものというものが出てくるわけです。それをしっかり反映させる計画にしていきたいという思いで意見を出させていただきました。
　以上です。

○小澤部会長
　ありがとうございました。
　この自立支援協議会からのご意見に関しましては、報告事項ということで扱わせていただいておりますので、場合によっては後の報告書（案）をお示ししたときに、またこの自立支援協議会の意見も含めて質疑、あるいはさらなる追加のご意見を承ると考えております。この案そのものの審議というのは、本日は報告扱いということで、もし何かご意見、ご質問が、この提案、意見も含めてございましたら、この後の議題の中で触れていただいていいのかなと思っております。よろしくお願いしたいと思います。
　そうしましたら、次が本日の一番重要な審議事項という扱いになっているものでございまして、障害部会報告書（案）ということでございます。
　先ほど申しましたように、９月２８日の全体会にこの案をお諮りするという形になりますので、本当に今年は新型コロナウイルスの影響が非常に色濃くあって、対面型の会議がなかなか開きにくいという状況でスタートしましたので、既にまとめの時期に入るということも、委員の皆様におかれましては、大変だと思っていただいてよろしいのですけれども、一応、時期的にはまとめという時期に差しかかっています。
　それで、事務局で、資料２ということで、本日の部会に向けて、障害部会報告書（案）を作っていただいております。
　これに関しましては、実は結構ボリュームがございますので、最初の説明に関しまして、この内容を見ていただきますと、資料２を１枚めくっていただきますと目次が出てきます。この目次を見ますと、前半の部分は「障害者施策」を中心に書かれています。要するに成人期の障害の方々に対する施策が中心に書かれている場所。まずはこの第１節から第５節までの説明をしていただきます。
　そこで、この前半部分で事実確認あるいは確認すべき質問という形で承りたいと思います。全体の議論は全体報告が終わった後、全体の意見を出していただく形にするのですが、前半部分で何らかの事実確認や文言の確認等がございましたら、質疑をしていただく。
　その後、質疑が終わりまして、後半「障害児施策」とあります。これが第６節から第８節まで、子どもさんも含めてになるのですが、また事務局から説明いただく。
　そして、両方の説明が終わって、これで全体審議という段取りで考えておりますので、説明のときに前半と後半に分けさせていただくのと、あまり長いと事実確認の質問もどこまで遡っていいのかだんだん分かりにくくなりますので、間で一度区切らせていただきます。
　そうしましたら、事務局に説明をお願いしてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○河村障害福祉課長
　それでは、障害部会報告書（案）につきまして、ご説明させていただきます。
　まず、資料２の１ページを御覧ください。こちらに第９期中野区健康福祉審議会への諮問事項及び障害部会への付託事項について記載させていただいております。

続きまして２ページには「障害者（児）施策をめぐる国の動向」等を記載させていただいてございます。
おめくりいただきまして、４ページに「障害部会における審議の概要」ということで、国の基本指針により示された基本理念の７点、また国の基本指針により示された重点的な成果目標について挙げさせていただいております。
障害部会では、第６期中野区障害福祉計画・第２期中野区障害児福祉計画の策定に当たりまして検討すべき事項につきまして、上記の基本指針等を考慮して審議を行ったところでございます。
おめくりいただきまして、５ページに、審議内容を記載させていただいております。第１回から第３回までは新型コロナウイルス感染症拡大により書面開催ということで実施をさせていただいております。
次のページに参りまして、６ページからが「障害者施策」についてのご説明となります。
「障害を理由とする差別の解消の推進」ということにつきまして、委員の皆様から今回ご意見等を頂いておりまして、差別に関する啓発事業、虐待防止啓発事業について、具体的に効果のある取組を考えていく必要があって、区の差別解消審議会等で検討していくことが望ましいというご意見を頂いております。
（１）区の取組についての点検・評価ということで、第三者機関（中野区障害者差別解消審議会）による点検・評価を通じて、区が実施した障害者差別解消に関する取組について、公正性の確保と改善を図っていくことが重要であるとさせていただいております。
（２）が、合理的配慮の推進でございます。
（３）障害を理由とする差別の解消等についての理解啓発につきましてもご意見を頂いているところでございまして、障害差別の啓発事業や研修などの開催回数や啓発件数など、活動指標を新たに設定し、一層の充実を目指してはどうかというご意見を頂いておりまして、ここを反映させていただきまして、障害を理由とする差別の解消を推進するため、引き続き区民や事業者を対象とする啓発事業を積極的に実施し、さらには活動指標を設定する等により評価していく必要があるとさせていただいているところでございます。
２「障害者に対する虐待防止の推進」でございます。
おめくりいただきまして（１）障害者虐待防止の体制の強化、（２）緊急一時保護先の確保、（３）障害者虐待防止についての理解啓発と記載させていただいております。
３「成年後見制度の利用促進」についてです。
ここにつきましても部会の中で委員の皆様からご意見を頂いておりまして、制度周知の方法としまして、関係機関への案内のみではなく、区民の皆様に分かりやすい、利用しやすいパンフレット等を検討してはどうかということでご意見を頂きました。そちらにつきまして、（１）成年後見制度の啓発と利用促進に記載させていただいております。
区におきましては、地域生活支援事業、成年後見制度普及啓発事業としまして、研修会の開催ですとか、パンフレットの活用等を通して、成年後見制度の利用促進を図る必要があるとさせていただいております。
（２）成年後見制度利用促進基本計画についての記載となります。
次に第３節「地域生活の継続の支援」につきまして、こちらも委員の皆様からご意見を頂いているところでございまして、障害者に限らず、一人一人の権利擁護は地域共生社会の実現を必須とし、主体的に参加することなどが重要となるというご意見を頂いておりまして、（１）地域共生社会の実現に向けた取組のところに記載をさせていただいているところでございます。

次に（２）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援。おめくりいただきまして、（３）相談支援体制の充実・強化についてのご説明となります。

①すこやか障害者相談支援事業所の今後のあり方について、②相談機能のさらなる強化・充実に向けた検討として挙げさせていただいてございます。

次に（４）障害福祉サービス等の質の向上につきまして、３点挙げさせていただいておりまして、①としまして障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、②としまして障害福祉サービス報酬の審査結果の分析とその共有、③事業所の適正な管理運営について記載させていただいております。

次に（５）障害福祉サービスの提供についてでございます。

そして（６）地域生活支援事業の実施につきましてもご意見を頂いているところでございます。委員の方々から、移動支援サービスの決定量に対する利用率が６割という実態について、その要因を分析した上で安易に決定量を減らすことがないように配慮すべきであるというご意見を頂いているところでございます。

移動支援事業につきましては、社会参加のためになくてはならないサービスでございますので、利用率が５７％と少ない一因となっている移動支援事業者のヘルパー不足につきましても、人材確保を図る取組を行っていく必要があると考えているところでございます。

おめくりをいただきまして、２「多様化するニーズへの対応」でございます。

（１）高齢障害者への支援についてでございます。こちらについても、委員の皆様から大きな課題としてご意見を頂いているところでございますので、記載させていただいております。

８０５０問題のように複数の要介護者を抱えるケースや介護者の高齢化に伴い顕在化してきた引きこもりケースや多問題を抱える困難ケース等への支援も大きな課題となっております。地域包括ケア体制の構築による地域における支え合いの担い手となる地域の支援者も含め、多機関、多職種が一堂に会する個別ケア会議の開催等を通して課題解決を図るシステムを具体化し、自立支援協議会等において好事例報告を行う等を通し、地域の支え合いネットワークの拡大を図ることを目指したいと記載してございます。

次に、重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業についての記載でございます。

（３）医療的ケアの必要な方への支援の拡充についてでございます。

こちらにつきましても、委員の皆様からご意見を頂いておりまして、医療的ケアの必要な方への支援において、短期入所の役割は大きいが、常時看護師や医師を配置することは経営的にもなかなか難しい。看護師や医師が常時配置されている医療機関による短期入所の展開も積極的に検討すべきであるというご意見を頂いております。

区としましては地域における生活支援として、前述のレスパイト事業のほか、短期入所における受入れを確保するために、今年度から「中野区障害者短期入所医療的ケア実施事業」を開始することとされておりますが、今後も多様なニーズに対応できるよう、環境の整備や支援の充実が求められておりますので、対応していきたいと考えているところでございます。

次のページにお進みください。（４）生活環境の変化に伴う夕方支援のニーズ、（５）難病患者の障害福祉サービスの利用促進に向けた周知、（６）障害福祉人材の確保・育成ということで記載させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして１３ページ。第４節「入所施設等からの地域生活への移行促進と定着支援」についてでございます。

こちらにつきましても、ご意見等を頂いているところでございますが、入所施設から地域生活への移行につきまして、施設入所者が地域生活への移行を希望する場合には、必要な障害福祉サービスが提供され、地域での生活を継続することができるような支援

が求められてございます。新たに重度障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型が創設されたほか、地域生活支援拠点の整備等が進められてございます。
地域移行支援と併せて地域での生活を継続するために自立生活援助や地域定着支援の提供体制の充実を図る必要もあると考えているところでございます。
（２）入所者数の削減について記載させていただいております。
次のページに進んでいただきまして、１４ページに「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について記載させていただいております。
（１）保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置ということで、令和元年１１月に「中野区地域精神保健連絡協議会」を設置し、区内の精神保健に関する保健・医療・福祉の関係機関による重層的な連携による支援体制の構築のための検討が始まっているところでございます。
（２）精神科病院からの地域移行の推進。区では平成３１年４月より地域生活支援拠点「ippuku」を開設し、地域移行プレ事業を開始したところでございます。
次に３「地域生活を支える資源の整備」でございます。（１）グループホームの整備、（２）地域生活支援拠点の整備でございます。
おめくりいただきまして、第５節「障害者の就労と理解促進」でございます。
こちらにつきましても、委員の皆様からご意見を頂いておりまして、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の影響の大きい事業所とあまり大きくない事業所を整理して一般就労、工賃向上が新常態の中で伸びていく創意と工夫が必要になるのではないかというご意見を頂いているところでございます。
前文の最後のところに「昨今の新型コロナウイルス感染症による経済停滞の影響も鑑み、企業就労、工賃向上が新常態の社会において伸びていく創意と工夫が求められる」とさせていただいてございます。
次に１「企業就労に向けた支援」についてでございます。
（１）身近な地域での雇用の場の確保。こちらにつきましても、ご意見を頂いているところでございまして、短時間雇用により障害者雇用は広がりを持つことができると思う。特に精神障害者の方は従前の職場で鬱等を発症したケースが多く、時間的配慮が障害者雇用で大切なことと認識しているというご意見を頂いております。
後段のところに、令和２年度から障害者雇用を行う事業主に対する国の給付金制度が創設されたことについて、記載させていただいてございます。
（２）就労定着支援事業所と就労支援センターの連携強化、（３）職場における障害者理解の促進、（４）特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化について、記載させていただいております。
次に２「障害者就労支援事業所における工賃の向上」についてでございます。
１枚おめくりいただきまして、（１）区役所業務の発注促進、（２）安定的な受注の確保、（３）各障害者就労支援事業所の自主生産品の販路拡大に向けた支援ということで、書かせていただいてございます。
最後に、新型コロナウイルス感染症による経済影響についてということで、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、経済活動の縮小が余儀なくされているところでございまして、そちらに対しても動向を見極めながら対応していくことが必要と考えているところでございます。
ご報告は以上となります。

〇小澤部会長
ありがとうございました。前半のところは主に成人期の障害者に対しての計画ということで、国の制度設計で言うと「第６期障害福祉計画」に該当するということで、報告

していただきました。
　ここで、事実確認とか、文言とか、そういう確認的なご質問を承りたいと思います。内容に関わる事項は、この後半の障害児に関わる計画部分の報告を含めて、全体の審議で諮っていきたいと思います。
　ただいまの報告に関して、何か確認事項の点でございますでしょうか。

○松田委員
　ちょっと教えていただきたいのですけれども、１０ページの（４）「障害福祉サービス等の質の向上」の②のところなのですけれども、「障害福祉サービス報酬の審査結果の分析」というのは、簡単に言うとどういうことになるのですか。

○河村障害福祉課長
　今、ご質問を頂きましたのは１０ページの②「障害福祉サービス報酬の審査結果の分析とその共有」ということでございます。「国民健康保険団体連合会の審査支払システム等の審査結果を分析し、事業所等と情報を共有する機会を確保する必要がある」ということで、書かせていただいているところでございます。
　皆さんご存じのように、障害福祉サービスの支払いにつきましては、国保連を通して区に請求が来て、お支払いをするというシステムを使っておりますので、そのサービスごとの傾向を把握することができると思います。
　そのことで、例えば居宅介護ですとか、就労移行支援の事業ということで、個から全体を把握するということができますので、そういったところで事業者さんと連携を取りながら共有する機会を設けさせていただくことも考えていきたいと思っているところでございます。

○松田委員
　言い換えると、各事業所に対して、例えばこういったニーズが多いので、もう少しこの辺に力を入れてくれませんか、逆に、この辺のニーズが少ないですよというような情報交換をしていくということでよろしいですか。

○河村障害福祉課長
　ニーズといいますか、実態ということになってくるかと思うのですけれども、居宅介護等、支給量がその方々によって違うということもございますけれども、どういったサービスがその人に合っているのかというところを、そういった全体から分析をしたりですとかで情報共有を図れるかなと思ったりしているところです。

○小澤部会長
　この話は、９ページの（４）「障害福祉サービス等の質の向上」という見出しの部分ですが、この報告書はあくまでたたき台ですので、一般的に分かりやすい説明をつけていく必要があるかもしれません。これだけを見る限りどういう感じの質の向上に寄与するのかというのが分かりにくいなと、事実確認の質問ではあるのですけれども、結構重要な点をついているかなと思っておりましたので、その辺りご配慮を願いたいと思います。
　ほかに、事実確認やその他で何かございますか。よろしいですか。
　また後で、内容に踏み込んだ質疑の時間は取りますので、そうしましたら前半の説明はここで一度終わらせていただいて、この後、後半になります。
　１８ページから「障害児施策」となっておりまして、これは国の制度設計で言うと「第

２期障害児福祉計画」というのが該当するところになってくるかと思いますが、また事務局のほうのご説明をよろしくお願いいたします。

○石濱子ども特別支援課長

まず、１８ページの「障害児施策」についてご説明していきたいと思います。

第６節「関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制」のところからでございます。

第１期計画では、「「健康福祉都市なかの」を実現する基本計画」で申し上げると１９６ページから、施策１、２、３となっております。

今回、第２期計画ということで、それらの部分についてもっと具体的にご意見を頂いたところを踏み込んだ形で、今回構成してございます。それが全体の構成になります。

第１期計画では、まず主な取組の、「①早い段階からの気づきのための相談体制の充実」として、すこやか福祉センターへの心理職の配置による保護者への相談支援と、幼稚園、保育園への専門的対応として記述をしてございました。こちらの配置は一応第１期に達成してございまして、今回、各委員からのご意見を踏まえまして、この「早い段階からの気づきと支援」といたしまして、保護者の気づきを促す支援、気づきの段階からの支援ということで、加筆をしてございます。

障害児の切れ目ない支援といたしまして、保護者の了解、未了解にかかわらず、未就学から就学への引継ぎ等を実施してまいりました。その中で保護者の気づきを促し、その段階からの相談支援をしっかり行うことが結果的には必要な支援に対する非常に重要でコアな部分になるということが明確になってきております。こうした中で保護者の権利保障としての保育所等訪問支援を導入したり、一般施策の子育て支援から障害児支援対象児をしっかりと見極めて保護者支援を行うということで、皆さんから頂いたご意見の中で、早い段階からしっかり保護者に寄り添って支援をすべきであるということで加筆してございます。

第１期計画の中の「②ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の拡充」というところでございますが、切れ目のない一貫した支援と関係機関の連携による支援ということでまとめさせていただいております。

ライフステージごとに変化する関係機関や支援者をつなぐ仕組みは整ってきておりますが、その内容を障害児の支援として有益にすべきであるというご意見を頂いておりまして、その部分を加筆してございます。

それから、未就学から就学への移行支援につきましては、昨年度から少しずつ見直しを行っており、今後さらに有機的な仕組みになるようにしていきたいと考えてございまして、その部分についても加筆してございます。

それから、１９ページに入っていますが、3「保護者・家族への支援」でございます。こちらにつきましては、発達相談体制の充実と保護者・家族支援、保護者のレスパイト等の支援ということで、保護者・家族支援としてしっかり寄り添った支援をというご意見をたくさん頂戴しておりますので､こういった形で整理をさせていただいております。

次に２０ページの第７節「子どもの発達支援に係る専門的な支援の充実と質の向上」でございます。こちらにつきましても、第１期計画の施策２の主な取組の部分を１つ１つ踏み込んだ形で記載させていただきました。

①「障害児通所支援事業者の質の向上」につきましては、障害児通所支援事業所の支援、障害児通所支援事業所の質の評価と項目を整理いたしました。本日の自立支援協議会のご意見からもございましたけれども、障害児通所支援事業所の部分、すこやか障害者相談支援事業所あるいは相談支援体制について、障害児相談支援の提供体制の確保ということで、地域での人材育成とスキルアップの仕組み作りとして整理させていただい

ております。
めくっていただきまして、２２ページになりますが、３「重層的な地域支援体制の構築」というところでは、第１期計画の内容を全体の方向性ということでご確認をしていただいた上で、児童発達支援センター設置の考え方、区立療育センターの相談体制の充実、そして全体をつなぐすこやか福祉センターの機能の明確化ということで、３つに整理をさせていただいております。
４「重症心身障害児及び医療的ケア児への支援」でございます。こちらにつきましても、多くの意見を頂いております。
具体的なご意見を頂いておりましたので、医療的ケア児の受入れ促進、地域における十分な関係機関の連携体制ということで、加筆させていただいております。
めくっていただいて、２３ページ、第８節「地域社会への参加や包容の推進」でございます。
１「地域生活における支援の充実」では、各委員から頂いたご意見を一般施策での受入れ体制の促進と、特別支援教育の体制整備、専門機関による後方支援の充実として整理して反映させております。
インクルージョンの考え方から、保育園、幼稚園で専門知識を持った保育士等が障害児を含めた一般施策の中できちんと集団保育・教育をすること、また保育士等への発達支援に特化した研修等を充実させることなどの意見を頂いております。
２「地域社会の障害理解や啓発」につきましては、最後になりますが、地域社会における障害理解の促進として文言を整理しました。
以上となります。

○小澤部会長
ありがとうございました。障害児を中心とした計画に対しての説明をしていただきました。その後は資料編として、用語説明もございますが、これに関しましては、審議というよりもお気づきの点があれば、本日の会議以降でも指摘していただければいいかなと思っている次第です。よろしくお願いいたします。
そうしましたら、前半、後半に分けて説明をお願いしましたけれども、これ以降の意見交換、質疑は、前半も後半も含めて進めさせていただきたいと思っております。後半の事実確認もございますので、後半部分の確認すべき事項、あるいは文言等の確認すべき事項がございましたら、それも出していただいて構いませんけれども、全体を通しての意見交換の時間に入っていきたいと思っている次第です。
いかがでしょうか。どなたからでもご自由にご発言していただいていいかと思います。よろしくお願いします。

○森本委員
ランダムに質問を申し上げます。これらの施策を展開するには、僕は財政面と切っても切れない関係にあるのではなかろうかと思っております。特にサービスの充実、支援の充実ということになりますと、昨年度の予算との対比と、当然そういうことが考えられますけれども、全般的に予算に対する記述が少ないように思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○小澤部会長
少ないというか、予算ということに関しては私も十分理解していなくて申し訳ないのですが、中野区の事業計画とか、そういった全体の枠組みが存在している上で、今回求められている障害部会報告書（案）は、中野区長から依頼されている付託事業に対して

お答えをするという、そういうデザインなのです。
したがって、この報告書の１ページ「はじめに」というところに「障害部会への付託事項」がございまして、この付託事項２点に対して、区長に対してお答えを申し上げると。この付託事項の中に予算等は入っていないのではないかなということなので、原則、そこまでのお答えは、この部会でするというのは難しいのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。
もちろん主体性がないわけではないのですが、区長が求めているものというのが、この２点であると。それに対してこのような報告書を作ったと。

〇森本委員
今までの流れの中で予算とか財政面のことが出てこないので、何か理由があるのかなと思っていたのですが。

〇小澤部会長
これは事務局のご判断でもあるのですけれども、予算となってくると、私の理解では結構大事というか、区としてどうなのかという考え方になってくるので、事務局のほうから。

〇石崎福祉推進課長
部会長がおっしゃったように皆さんにお願いしているのはあくまでも、今後進めていく区の障害計画ということについて、どういうことに力を入れていけばいいのかということをご議論いただくということです。それを受けまして、今度は区として施策を打っていくわけですけれども、区として施策化していく上では、当然予算に基づいた持続可能な施策を打っていくという流れになっていこうかと思ってございます。

〇森本委員
分かりました。

〇小澤部会長
ありがとうございました。よろしいでしょうか。本当は重要な指摘事項だと私も思っているのですが、かなりこれは大がかりな、この部会でカバーできるようなことではない。ただ、中野区でどういう費目でどのような予算が組まれて、どう執行されたかというのは毎年公開されていますので、その意味合いでは、そういったものの把握の必要性があるのかなと思って聞いておりました。ありがとうございました。

〇森本委員
分かりました。どうもありがとうございました。

〇小澤部会長
ほかにいかがでしょうか。どんなことでも結構でございます。基本的に今日は案という位置づけでございますので、幅広くいろいろな角度でご意見を頂いた上で、最終的に全体会に諮るということでございますので、よろしくお願いいたします。

〇栗原委員
ご説明ありがとうございました。第１節の１ですかね、そこで最後に、新しい社会情勢、新しい生活様式、新常態と言われるニューノーマルということが出てきている。こ

れは障害に対しても全て同じだと思うのです。
そういうことで、このような文言を最初のほうに持っていったらどうかなと思ったのですが。いきなり今すぐにはもちろん結果も結論も何も出るわけではありませんが、ここを意識しながらというのを最初の冒頭のところに持っていくと、これからどう社会情勢が変化していくか、その中で経済ももちろんそうですが、当然この障害施策も大きく関係してくるものですから、そのように直感的に考えましたので申し上げました。
以上です。

○小澤部会長
ご意見と思って聞いていたのですが、新型コロナウイルス関係のニューノーマルとか、新しく社会が動いているとか、そういったありよう、もちろん問題は多発しておりますけれども、そのような話も含め、社会情勢の変化、背景みたいなものを、場合によってはこの「はじめに」というところに記載して、ある種の今日的な「はじめに」という、そういうスタイルにしてはどうかという、そういうご提案、ご意見かなと思って聞いていたのですが、これは事務局のほうはいかがでしょうか。この「はじめに」というところに、今のような課題を含めて記載していくのはいかがかというのが、ご意見の中に入っていたと思うのですけれども。

○河村障害福祉課長
ご意見ありがとうございます。ちょうど来年度以降の計画を作るというこの時期に新型コロナウイルス感染症が非常に拡大してしまったという状況がございますので、そういったことも分かるような工夫をしたいと思います。ありがとうございます。

○栗原委員
ありがとうございました。

○小澤部会長
多分、今ご質問が出たので見ていたのですけれども、障害部会の付託事項の「障害のある人が安心して自立生活ができる地域社会」には、今日の大きな課題も、広い意味では観点としては入り込んできますので、「はじめに」というところでそういった課題にも触れながら、内容的には障害福祉計画の策定と、一定程度書き込まないといけない項目は決まっていますので、そこはそれとして対応していただくという形でよろしくお願いしたいと思います。
ほかにいかがでしょうか。

○松田委員
確認の質問なのですけれども、９ページの（３）相談支援体制の充実・強化の①の２つ目の点のところなのですけれども、「すこやか障害者相談支援事業所と相談支援事業所の役割・機能」というのは、地域の相談支援事業所のことを言うのでしょうか。そして、この「役割・機能」を整理しようとか、検討しようとか、そういったことをここでは言いたいことになるのでしょうか。

○小澤部会長
ご質問になっておりますので、事務局、よろしくお願いいたします。

○河村障害福祉課長

ありがとうございます。すこやか障害者相談支援事業所の役割ということにつきましては、委託事業者の皆様のご意見を伺うような機会を設けさせていただき、今後検討していきたいと思っているところでございます。

そのほかの、区が特に委託をしているということではない民間の相談支援事業所につきましては、役割とか在り方を区が検討するというのも、ちょっとおかしな話になってくるので、この辺りの記載は検討したいと思います。

○松田委員

ありがとうございます。もう１つだけ、同じところの質問なのですけれども、僕がこれを読んだときに、すこやか障害者相談支援事業所と区のほかの民間の相談支援事業所の役割とか機能というものを整理していこうということなのかなと思ったのです。それでよければ、役割・機能を何々するまで書いていただけるといいのかなと。

○小澤部会長

要望、意見という受け止め方もできるかと思うのですが、今の話だと、検討するとか整理するという、そういう意味づけでよろしいですか。

最近、この相談支援体制ということに関しては、厚生労働省もたくさんの資料を出しているというのは当然中野区にも入っていると思いますが、いわゆる三層構造モデルだとか、あるいは地域のネットワークの相談支援とか、あと共生型相談支援とか、厚生労働省の様々な行政説明図に登場してきておりますので、そんなことも例えば中野区の実情に合わせると、そういう厚生労働省が作られたシステム図は一体どういう状況になっているのかということで、これは検討ということでよろしいでしょうか。

私も、国はあくまで全国のスタンダードを出しているだけの話で、多分中野区独自の様々な設計が存在しているのかどうかということを検討していただくのは、非常に重要事項かと思いましたので、ぜひ。この計画ではそこまで書けるかは別なのですけれども、少なくともそれは非常に重要事項と思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○上西委員

細かいことがとても気になるものですから、今のご意見の、９ページのすこやか障害者相談支援事業所と相談支援事業所の役割・機能というところで、今の実情で気になっているのは、それこそ通所につながっている人たちに対しては、計画相談をどんどん進めなければいけなかった部分があったので、本当にその通所施設のところが相談支援事業所を作って､サービス等計画を立ててくださいというのが入り口であった気がします。

すこやかのほうは、居宅が入っているところを引き受けるというところで、どんどん増え続ける新規なんかもありますので、すこやかのほうの委託外というところが非常に難しくなっているのもあるかなと思います。

それ以外のところで、一般の通所していないところが引き受けていない、とは違う相談支援事業所が少しずつ出てきているような気がします。なので、経路的に３つのものがあるというところで、どうしてもすこやかで受けているのはハードケースが多くて、１つの事業、１つの計画を作って、その後にかなりの時間を要してやっている実情があります。

運営のことを言いますと、非常にそこが圧迫する、人手が要る、時間を要するというところで、もしかしたら基幹センターが引き受けるような、一番ハードケースが来ているような気もするのですけれども、そこはまたすこやかの役割ということで整理してい

ただく。それから非常に収入が少ない相談支援事業所で、当初のところ、自分のところで出資している人たちに限ってということで、引き受けている事業所にとっては方向性が急に変わるというのは運営上難しくなると思います。

自分のところで相談支援事業所を立ち上げてやりたいという人たちにとっては、情報がもっと欲しいような、そういう時期に来ているような気がいたしますので、ここのところで少し、現状を見直したりというところで、新たな施策を立てていただくことが、非常にみんなにとって大事なのですけれども、全体にとって、それから相談支援事業所を育てるいい機会と捉えることもできると思いますので、方向性を定めていただければいいなと思っています。

それと、松田さんが先ほど１０ページでしたでしょうか、国保連の支払いシステムによって審査結果を分析し、それから連絡会での活用、事業者連絡会を活用すると書いてあるのですけれども、事業者にこういうところを頑張ってくださいということで使われるのか、それとも区民の方たちにどのようなニーズがあるか、でも、支払いシステムというのは結局使ったものでしかないので、本当は使う前の段階で使えない、ヘルパー不足ではないですけれども、本当に困った案件のところを探れるような審査結果であるのかなと思います。

例えば、生活介護の重たい人たちは毎日通所することが必要なので出席率がいいとか、こんなに出席率が悪いというか、事業者のほうも運営に苦労しているのかとか、そういうものは見られると思うのですけれども、なかなかそこのニーズのところが国保連請求システムで探れるのかなと思ってしまうというところがあります。

あとは、子どものところで、児童発達です。すこやかのほうがまとめることのキーパーソンになって、本当にそれは事実だと思っています。ただ、すこやかのほうも直営のところの保健師さんが小さいときに障害かどうか受容する時期に活躍をされていますし、相談支援事業所のほうはそれも申請のときにいらっしゃるのか、一般相談のときに受けるのかというところで非常に資料が少ない。受け取るときに勘案事項だけでも結構子どもは大人と違う大きなスキルが、また別立てで要ると思うので、そこを資料がない中でやっていくというのは大変困難なのかなと、現場を見ていて思います。

でも、子どものところというのは非常に恵まれているといいますか、スポットが当たっていると思いますし、大事なことだと思うのですけれども、今度新しくできる児童発達センターのところと、今度はすこやかの保健師さんたちが引き受けているものとはどうすみ分けされるのかなというのが、この案件はどこの方の力を借りるべきかという個々のところで、実情のところは大変難しいのかなと思ったりします。

行政の組織が小さくて、そういう頼るところが少なければ、もうこの人に頼るしかないとか、ここに頼るしかないというところで、割と道筋ができるのですけれども、恵まれているがゆえにどこにどう頼んだらいいのかなと思うときがあると聞いています。

例えば、大きくなって、小さいときから気づきの段階で障害であろうという人たちは割と道筋を立てやすいのですけれども、学校に行っている途中で登校拒否になって、その方は障害をお持ちなのか、もともと持っている障害は何なのかということを検査自体は一体どこがするのであろうか、それは今度できるところがするのか、それともすこやかの直営の心理士さんがされているのか、そこら辺も具体的になってくると、不安なところがございます。

すこやかの直営のところの心理士さんもと、施策でちゃんと達成してあるのですけれども、例えば心理士さんの役割は何で、どこまでその方にお頼りしたらいいのかというのが、区民にはなかなか分かりにくく、情報を把握しにくいと。私の意見は実態でしかないのですけれども、端々のところで毎日活用している人たちが困らないような流れができればといつも思っております。

本当に障害福祉計画は国の指針にのっとって、とてもよくできているなと思っております。自立支援協議会の意見も本当に細かく全部取り上げていただいて、非常にすごいものができていると思っております。

○小澤部会長
ありがとうございました。要望、意見ということで聞かせていただきまして、先ほどの松田委員のご指摘ともかぶっていて、成人期に関する相談支援体制、これは９ページを中心としたところですし、ただいまのご意見は子ども期のほうも入っておりまして、こちらも見ていきますと、２１ページを中心に障害児相談支援の体制整備と体制構築ということが出てきておりますので、表現をどうするのかとか、あとよくこういうのは図式も示しながら説明するというやり方もあるかと思うのですが、いずれにしてもそういう相談支援体制をどうするのかというのは、これまでの意見の中にも入っていたかと思いますので、また表現や内容に関してご検討していただくといいのかなと思って聞いておりました。ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ、相澤委員。

○相澤委員
広くまとめていただいて、本当に案作りは大変だったかなと。どうもありがとうございます。
報告事項でありました、自立支援協議会の意見についてというのは、うちの事業団からもここの委員に出ていますので、これもよく読ませていただきました。ここに書いてあることは、本当に現場の意見で、かなり強いトーンで書いている部分もあるとは思うのですけれども、これもやっぱり報告書のほうに可能な限り入れていくことが大事なのかなと私は思っています。
その中でお伺いしたいのですけれども、ここの自立支援協議会の報告の中の３ページの（２）就労支援事業所における工賃の向上という項目があって、自立支援協議会はかなり踏み込んで書いてあるのですけれども、３ページから４ページにかけて「利用者の作業技術の向上だけでは限界がある。このため、不足分を賃金補填で補うなど、区独自の支援策を検討することはできないかと考える」であるとか、あるいはその下のほうで「自主生産品についてもう一度見直すことも必要ではないのか。パンフレットを区役所に置き」というようなことも書かれていますし、「伝統工芸の職人の方々との協働をコーディネートする仕組みづくり等は、夢のある就労体験につながる」ということも書かれているので、こういったこともぜひ報告書の項目の中に可能な限り入れていただきたいと思うと同時に、その自立支援協議会の報告の４ページの（３）福祉的就労の場の確保等について。ここはかなり重要なことが書いてあると思うのですけれども、最後に、Ｂ型事業所への通所に結びつけるための自立訓練の増設も検討するべきではないかとあるのですが、これは報告書のどこに記載されているのか。要望と意見と両方になりましたが、回答をお願いします。

○小澤部会長
ありがとうございました。自立支援協議会からのご意見ということに関しましては、結論を言えば、どのぐらいそれを受け止めて、計画の中に盛り込むのかというのは、基本的にはこちらの部会の判断事項になってくるわけです。
今、相澤委員に指摘していただいた中身というのは、アイデア的にも内容的にも非常に重要ですので、場合によっては、一定程度表現は検討する必要があるのですけれども、盛り込めるものであるとこちらの部会で判断されれば、当然盛り込んでいただく形にな

るということですが、事務局へのご質問でもあるので、事務局のほうはいかがでしょうか。

○河村障害福祉課長
ご意見ありがとうございます。自立支援協議会で就労に関して出していただいた意見というのはご指摘を頂きましたようにかなり個別具体的なご意見を頂いていると思っております。
こちらは報告書にどのように反映するかというところですけれども、報告書の中に賃金のモデルというところを直接文言として盛り込んでいくのは、事務局としては正直ちょっと苦しいところがあるかなと思っているところではございます。
ですが、そのほかの、例えばマッチングの問題ですとか、自主製作品のアピールということについては文言を、もう少し狭いところから広い意味合いにして盛り込むという形で検討するところはできるのかなと思っているところでございます。

○小澤部会長
ありがとうございました。せっかく自立支援協議会のほうで本当に具体的でかつ、かなり思い切った意見というのでしょうか、非常にアイデアに富んだ意見も書いてありますので、できれば報告書に反映していただきたい。表現の仕方とかその他盛込み方はこれまでの障害福祉計画のデザインで言えば今回の報告書（案）である程度形式的なところはいいのかなと思っています。
よく社会福祉審議会の報告書で使われるのですけれども、例えば、このようなことが考えられないか、そういう表現を使う。これは厚生労働省の社会福祉協議会の報告書によく出てくる文言なのですね。ですので、せっかく、具体的な数字はさて置いても、こういうアイデアや考え方を場合によっては活用できないであろうかとか、そういうのは別の計画の中に、表現として入っていますので、ありなのではないかなと思ったりはします。
ただ、中野区がこれまでまとめてきた報告書デザインとはちょっと異になるので、それはどう判断していいか分からないのですが、少なくともそういった書きぶりもあるのかなと思って聞いておりました。ありがとうございました。
相澤委員、その後、中村委員でよろしいでしょうか。

○相澤委員
福祉的就労の場の確保のＢ型作業所への通所に結びつけるための当該事業所の増設というところは、まだ計画の中には入っていないということですよね。

○河村障害福祉課長
お答えが不足しておりました。福祉的就労の場の確保ということに関しては、基本的には民間の事業者さんのほうで設置をしていただくところですので、区ができることとしては誘導ということになってくるかと思っております。以上です。

○小澤部会長
よろしいですか。では、中村委員。

○中村委員
この意見をまとめるに当たっては委員の方に、全体会が終わった後に出していただいたものをまとめていただいているのですけれども、本当に、特につくろいなく、正直に

書いていただいて、まとめていただいたと私は思っています。委員も本当に自由に意見を出させてもらっているのです。本来ならば、いわゆる福祉計画の中に反映してほしいという要望も含めた書き方にはなっているのですけれども、全て実現できるとも思っていないわけです。ただ、漏れがあったり、ここは何とかしてほしいという思いを意見として出しているものですから、それから先の判断というのは、財政問題はもちろんありますし、国の制度等にのっとらない、区独自の内容についても提案させていただいていますから、これら全てが反映できたらそれにこしたことはないのですけれども、意見としてしっかり受け止めていただいていると私は判断をしています。できる限り反映させていただければと思います。

○小澤部会長
　ありがとうございました。非常に大事な指摘事項だと思いますので、表現やその他いろいろあると思いますし、本当に盛り込むのが難しい課題があると思いますし、それから盛り込んでも具体例としては十分提案としてもいいものではないかなと判断できるものもあると思いますので、これは事務局のほうでこの意見を御覧になっていただいて、このぐらいの範囲であれば当然、計画の中で十分に例示としても扱われるのではないかというご判断があれば、せっかく自立支援協議会のほうでかなり意見を出していただきましたので、出された委員の方々の思いもあると思いますので、できる限り何らかの形で反映できる方法で努力していきたいと思っている次第です。ありがとうございました。
　ほかにいかがでしょうか。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員
　とても細やかな良い案ができたなと思っています。質問させていただきたいのですが、１８ページ、第６節「関係機関と連携した切れ目のない一貫した支援体制」の１「早い段階からの気づきと支援」というところで、表現として「環境の整備が必要である」と、支援体制のところで幾つかこういう相談支援が必要であるということが述べられているのですが、そこの前段として「保護者の早い段階での気づきにつながるための環境の整備が必要である」という、この「環境の整備」という表現が何となくしっくりしない感じがありまして、これは具体的に中野区独自の整備をするという意味でしょうか。また支援は「環境の整備」ということになるのでしょうか。その表現のところで教えていただければと思います。以上です。

○小澤部会長
　これはご質問ですので、事務局、よろしいでしょうか。

○石濱子ども特別支援課長
　こちらは第２回の書面開催のときに中村委員から頂いたご意見をそのまま掲載させていただいております。環境整備という部分では、先ほどから相談支援事業所の話ですとか、すこやか福祉センターの機能と役割の部分ですとか、まず気づきがあったときにきちんと相談ができるという意味で、今、私どものほうで障害児あるいは発達支援に関する区民向けのリーフレットですとか、そういったものの整備もまだできていない状況です。それぞれの関わる関係機関との役割ですとか、連携体制、区の中では、ある程度仕組み作りはやってきていますが、区民向けに対して、周知ができていなかったり、各事業所の方たちに対しても説明が不十分だったり、全体を含めて「環境の整備」という形で捉えて載せさせていただいております。

○小澤部会長
　多分、ご指摘の話は今ご回答がありましたように、具体的な、例えば、のような表現があって、今、ご回答していただいたようなものが文章として付け加わると良いと思います。確かに環境の整備と言われても、いま一つ何を指しているのかという感じになるので、そこはぜひ工夫していただくとありがたいかなと思って聞いておりました。ありがとうございます。
　ほかにいかがでしょうか。中村委員。

○中村委員
　書いた本人が言うのもあれなのですけれども、結局、子どもを産んでその成長過程でちょっとほかの子と違う、成長が遅いと感じたときに、どこにどんなふうに相談していけばいいのかというのが分からない人たちがたくさんいると思うのです。
　障害分野で働いていると当然、相談支援窓口だったりというところが選択肢として幾つかあるのですけれども、分からない。下手をするとお医者さんに相談するかもしれないわけですよね。だから、社会環境の中でどんなふうに、相談があったときに、連携をしてちゃんと支援ができるかという環境のつもりで私は書いたのです。その辺少し補足が必要であれば変えていただければと思います。言葉足らずで申し訳なかったです。

○小澤部会長
　ありがとうございました。ただ、今日の段階で全部ご意見とか質問を承るのは、時間的に難しく、あるいは場合によってはさらに読んでみると分かりにくい表現とか多々出てくると思いますので、今のような対応に関しては、例えばご指摘にあるような表現に関しては、場合によっては注をつけてみようだとか、具体的な説明をさらに追記するとか、そのような形で対応させていただく。全体に大きな変更でなければ、そのような形で対応させていただくといいのかなと思って聞いておりました。
　これに関しましては、先ほど９月１日までにと、事務局説明がありましたように、改めて読んでみると、やっぱりここの表現が分かりにくいとか、ここの用語の扱いが、いま一つ意味が取りにくいという指摘をしていただきましたら、それに対しての場合によっては説明や注釈を付け加えるというのが必要になってくるのではないかなと思っている次第ですので、よろしくお願いいたします。
　ほかにいかがでしょうか。何かありますでしょうか。
　どうぞ、森本委員。

○森本委員
　先ほど、中村さんのお話の中で、障害者のことに対して相談する窓口についてお聞きしたいのですが、私も町会長を長くやっていまして、障害者も町会活動に参加すべきだと思っております。
　防災訓練を年１回、町会でやるわけですが、障害者は参加しにくいような話なのですが、私はそうではないだろうと。やはり同じ命は大切である。障害者を含めた防災訓練をすべきではないかということで、中野区の防災課に連絡して、おたくさんの町会には６人の障害者がいらっしゃいます。そのうち３人が当日参加しますので、ボランティアの方が、集合時間まで支援しますという話を受けたのですが、その話の中から、防災訓練だけではなく、通常の町会活動にも参加していただきたいということで、私、いろいろと当たりましたが、どうもそこに相談するような窓口がないのですね。
　したがって、それはそのままの話になったのですが、これから同じ土俵の中で障害者も含めて町会活動をやっていけば、サービスもあるいは偏見もなくなっていくのではな

いかということで、障害者の町会活動への参加に関する相談窓口がどういうところにあるのかということをぜひ知りたいなと思っておるのですが、その辺はどこに、どう相談すればいいのでしょうか。
　というのは、障害者の皆さんが町会活動に参加することになれば、こういう点は注意してくれとか、こういう点はやってくれるなとか、いろいろお願いがあるのだと思うのです。こっちが勝手にやるわけにもいかないのではないかと私は思っているのですが、そういう意味では、そういう問題に対してどこに相談をしたら一緒になって考えてくれるのかなと私はいつも悩んでおるのですが、いかがでございましょう。その相談窓口ということでは。

○小澤部会長
　今のご意見は、実はご質問も入っているのですね。いかがでしょうというので。ちょっと意見として聞いておりまして申し訳ないのですが、そういう指摘事項を含めて２３ページからのところに、多分住民とか自治会とか、様々な立場から言えば、当然地域社会への参加とか、包容の推進というのはそのような意味も含めて出てくる。その上でどこに具体的にそういう窓口というか、相談対応というか、情報をどういうふうに得たらいいかと。そういったところが今の質問事項の中に入っていたということで、これは事務局のほうで何かお答えすべきことはございますでしょうか。
　あともう１つは、まちづくりや地域福祉計画絡みの部会は今回あるのですか。今まで結構ありましたよね。まちづくりとか、地域福祉とか。そこの話と非常に密接に絡んでいるような気がしたのですが、その辺りも事務局で把握していれば、もし情報提供していただけたらと思うのですが。

○藤井地域包括ケア推進担当部長
　地域包括ケア推進担当の藤井でございます。地域福祉部会の事務局を私どものほうで担当しておりまして、今のような町会活動で障害者の方とどのように共生していくのかということや、あるいは包括的な窓口みたいなものにつきましては、地域包括ケア体制の中で、全ての方がどのような窓口に行っても必要な支援につながるような仕組み作りですとか、そういう切り口から計画を立てていくことを進めているところでございますので、恐らく地域福祉計画あるいは地域共生社会という中で論じられていくものと思います。お答えになりましたでしょうか。

○小澤部会長
　多分前期の審議会、この中にたしか、地域いきいき何とかという、その意味では、まさに今の町会活動とか自治会活動を扱っていた部会があって、逆に言うと、そういったそれぞれのところで出た意見を最終的にどういうふうに総合調整していくのか。今のご指摘の町会とか自治会になってくると、障害部会では本当のことを言うと弱いと僕は思っているのです。障害部会として、今までそんなに一般の町会活動がどうなっているとかを審議するようなことは、私の理解ではあまりなかったのです。
　なので、本当のことを言うと、そういった地域福祉計画とか、そういったところでどういうふうに、そのことを考えていて、その上で、障害とどういう関係にあるのか。全体会が９月２８日にあるのですが、本当は全体会というのはそういうことを審議する場なのでしょうね。
　ただ、時間的に可能かと言われると私もよく分からないのです。今のは情報提供なのですが、そういう一応、地域福祉のことを扱う部会があるということです。そこで窓口とかそういう議論というのは行われましたでしょうか。ただいまのは質問事項なのです

が。上西委員。

○上西委員

アウトリーチはちょっと意味合いが違いますか。

○藤井地域包括ケア推進担当部長

そうですね。そうなりますね。例えばすこやか福祉センターであるとかアウトリーチチームであるとか、地域包括支援センターであるとか、どのようなところが入り口になったとしてもつながるという、そういうイメージです。１つの窓口だけではなくて、専門的な機関が連携して対応するというイメージだと思います。ちょっとずれましたか。

○小澤部会長

あと多分、中村委員に向けられた質問でもあったのかなと思います。

○中村委員

森本委員のような区民が増えると、障害差別・偏見はなくなるのだろうなと思いながら、大変心強く思って聞いていました。

おっしゃるように、こういうときに障害のある人たちと一緒に何か活動したい、いろいろな取組に参加していきたいと思ったときに、どこに相談すればいいのか、これは率直なご意見だろうと思うのです。

例えば、先ほどの相談支援の体制の強化・充実というところもそうですけれども、相談したときに、この相談はあっちに行ってくれということではなくて、相談を受けたところがちゃんと連携して答えられるということを充実していくべきだろうと思うのです。

ですから、すこやかと、計画相談をやっている事業者、それぞれが整備していくということも重要ですけれども、基本的には相談支援体制というのはワンストップで行わなければなりませんから、これから先、高齢者や児童のことも含めると、そこを充実させていく整備も必要でしょうけれども、充実させていくということを念頭に置いていただきたいなと思います。

ですから、どんどん森本委員のように、いろいろなところに相談してもらう。障害のある人たちを地域に引っ張り出していただく。地域で支えていただくということについて、計画の中に具体的に、乱暴な言い方を書くわけにいきませんけれども、そういうものが反映していければいいなと思っています。

○小澤部会長

ありがとうございました。いい形でまとめのご意見を頂いたと思います。どちらかというと障害とかあるいは高齢領域とか、比較的これまでその業務に携わってきた方を中心に議論が進んでいるので、区民の方の素朴な疑問点とか率直に不明な点というのは、よく考えてみると非常に本質に触れているということが多々あると思いますので、今の相談の話で言えば、区民の方が疑問に思ったことを普通に言って、そこで仮にうちの業務でないのか、あるのかではなくて、その疑問はどうほかの機関と調整して対応しますと。そういったことが求められているということでございますので、これは障害部会にかかわらず他の部会も全く同じ問題を抱えていると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○森本委員

今の中野区には町会の組織というのは１１０ぐらいあるのです。その１１０の町会で

１町会３名の障害者が地域の活動に参加すれば、３３０人の人が自立へ一歩、二歩、歩みを始めるという利点があるのだろうと思いますので、ぜひそういう意味では障害者も含めた町会というものを描くことが、障害者のためにも僕は必要ではないかなと思います。それが僕の言いたいことです。以上です。

○小澤部会長

ありがとうございました。町会の、今のようなお話に関しましては、多分、町会そのものを扱う部会、これは地域福祉絡みだと思いますけれども。でも、この報告書でいうと２３ページ以降の展開を見ていくと、場合によっては町会に対しての積極的な働きかけとか、あるいは、障害の方々が町会活動に積極的に関与していただくという基盤を作る話とかは、入れ込んでもそんなに違和感はないのではないかなと思われます。それによって障害理解の推進とか、そんな話につながっていくのであろうと思いますので、ちょっとご検討していただくといいのかなと思って聞いておりました。よろしいでしょうか。

事務局、よろしいでしょうか。何かただいまの案件に関しまして、大丈夫でしょうか。

ちょっと分野のまたがる話でしたが、正直言うと地域というキーワードが出てくれば、またがるに決まっていますので。そこは今回の全体的な調整の中でも、いろいろと領域のまたがる話をそれぞれのところでどういうふうに色分けしたり、意識するかということも調整していただくとありがたいなと思っておりました。ありがとうございます。極めて大事な指摘だし、大事なポイントだったかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、時間がまだ若干ありますので、もしぜひということであれば、承ります。先ほど言いましたように、改めて目を通していただいて、特に分かりにくいなとか、あるいはこの表現では伝わりにくいなとか、そのようなご指摘がありましたら、冒頭にございましたように、９月１日までに、事務局まで意見、質問をお寄せいただくと。場合によってはそれに注釈をつけたり、あるいは説明文を足したり、いろいろな作業が必要になってくるかもしれません。したがいましてぜひ改めて読んでいただいて、指摘していただくと大変ありがたいと思っています。

今日の指摘分に関しましては、反映できるもの、あるいは難しいもの、いろいろ精査しなければいけないと思いますので、それに関しましてはまた事務局と相談の上、検討させていただきたいと思っております。

よろしいですか。ぜひということがあればまだ、ほんのわずかな時間ですが、ありますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、以上で今日の一番重要な報告書（案）に関する意見交換を終わらせていただきます。非常に生産的な意見もたくさん入っておりましたので、ぜひ受け止めさせていただきたいと思っている次第です。

そうしましたら、その他、事務局からの連絡事項ということで、よろしいでしょうか。

○石崎福祉推進課長

事務局からの連絡事項をお伝えさせていただきます。

次回ですけれども、冒頭申したように、９月２８日の月曜日午後７時から、会場が区役所７階の８・９・１０会議室になります。第２回の全体会になりますので、ご予定のほうをお願いいたします。

また部会長がおっしゃったように、９月１日までは、これまでのこの案についてのご意見等があれば、お寄せいただければ、事務局のほうでできるだけ検討していきたいと思います。

あと、本日お車でいらっしゃった方につきましては、駐車券にスタンプを押しますので、事務局職員まで駐車券を提出していただければと思います。
事務局からは以上でございます。

○小澤部会長

ありがとうございました。皆さんから９月１日までにご意見、ご質問等を頂きまして、それを含めて、案を見直すところは見直させていただき、９月２８日の全体会までに、皆さんのお手元に修正版が届くことになります。
２８日は全体会ではあるのですけれども、場合によっては全体に関わるようなご意見があれば、出していただいても全然支障ないと思います。多分高齢分野と地域福祉絡みの分野と、そして障害の分野と、それぞれの部会からの報告ということで、場合によっては部会横断的な課題や意見がございましたら、全体会で出していただくのも１つ大事なところかなと思っています。ぜひよろしくお願いしたいと思います。
では、本日はここまでにしたいと思います。議事のご協力ありがとうございました。

――了――